

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援金の給付について

— 問 合 せ —
 役場商工観光課
 電話 36-2119

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、北海道の休業要請等に協力する事業者へ支援金を給付する制度です。

■申請方法等については、決まり次第お知らせします。

| 対象者及び支援金額 | | | |
|-----------|--|--------------------------|--------------------------|
| | 対 象 者 等 | 対応時期 (1) 4/25~5/15 | 対応時期 (2) 4/30~5/15 |
| ① | ・北海道が休止要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）を営む個人事業主 ・北海道が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主 | 10万円 | 15万円 |
| ② | ・酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者 | 20万円 | |
| ③ | ・酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮を実施した事業者 | 30万円 | |

交付対象者は、以下の2パターンあります。

◎4/25~5/15日の全ての期間中、継続して休業した場合(左上表対応時期(1))

- 左下表「支援金イメージ」中の対象者①及び②で、北海道の支援金対象者となった場合
- 左下表「支援金イメージ」中の対象者③で、以下の【1】及び【2】の取り組みを行った場合
 - 【1】休業・営業時間の短縮等（いずれか1つ以上）
 - 休業
 - 20時から翌日の5時までの夜間営業の自粛
 - 2時間以上の営業時間の短縮
 - 【2】感染拡大を低減する自主的な取り組み（いずれか1つ以上）
 - 3つの密（密閉・密集・密接）の防止
換気や行列間隔の工夫など
 - 飛沫感染、接触感染の防止など
マスク着用など
 - 移動時の感染抑止
時差出勤や在宅勤務など

◎4/30~5/15の期間中、継続して休業した場合(左上表対応時期(2))

- 左表「支援金イメージ」中の対象者①~③で、期間中、上記(1)の【1】及び【2】の取り組みを行った場合

| 支援金イメージ | | | | |
|--------------------------|--|----------------------|---------------|---------------|
| 支援金額 | 道の支援金 30万円 | 町の支援金 10万円 | 町の支援金 20万円 | 道の支援金 10万円 |
| | | 道の支援金 20万円 | 道の支援金 10万円 | |
| ※4/30~5/15の間のみ 町の支援 15万円 | | | | |
| 対象者 | ①北海道による休業要請等の対象施設の法人事業者・個人事業者 | ②午後7時以降の酒類提供を自粛する飲食店 | ③酒類提供がない飲食店等 | |
| 対象例 | スナック、学習塾、英会話、生け花、書道、そろばん塾、スポーツグッズ店、写真店など | 料理店、喫茶店、居酒屋など | | |

申請時に必要なもの

期間中、休業していたことや酒類の提供時間を短縮していたこと等がわかる資料が必要です。

- ・SNSやホームページでの告知
- ・チラシやメニュー、それらが入った施設の写真等

— 様 似 町 —